

我が国の原子力損害賠償制度の概要

1. 原子力損害の賠償に関する法律の概要

〔法律の目的〕

原子力損害の賠償に関する基本的な制度の確立のため、昭和36年に制定された。「被害者の保護」と「原子力事業の健全な発達」を目的とする。

〔法律の主な内容〕

- (1) 原子力事業者は（電力会社、核燃料加工業者等）、原子炉の運転等により原子力損害を与えたときは、被害者（一般人、従業員等）に対し、無過失損害賠償責任を負う。ただし、異常に巨大な天災地変又は社会的動乱による原子力損害については免責される。（第3条）
- (2) この賠償については、原子力事業者に責任が集中される（関連事業者には及ばない）。（第4条）
- (3) 原子力事業者は賠償の確実な履行のため、一定額（最高300億円）での「損害賠償措置」を強制される。（第6条、第7条）

＜損害賠償措置＞

①民間保険会社との間に保険契約を結ぶ
かつ、

②政府との間に補償契約を結ぶ

〔注〕法律上は、上記方法の他に供託等を予定している。

＜賠償措置額＞

「政令で定める原子炉の運転等については、300億円以内で政令で定める金額とする。」（第7条）としており、熱出力が1万kw超の原子炉の運転及び再処理以外の低額の賠償措置額を定めている。

施設の種類の	現行措置額
原子炉(1万kw未満)	300億円
原子炉(1万kw超10万kw以下)	60億円
原子炉(10万kw以上)	10億円
加工	10億円
プルトニウムの加工	60億円
再処理	300億円
核燃料物質の使用	10億円
プルトニウムの使用	60億円
廃棄物埋設	10億円

ガラス固化体の管理	60億円
ガラス固化体の貯蔵管理	10億円
上記に附する施設増設等の経費	10億円
上記に附するブルートーム等の運搬	60億円
上記に附する施設増設等の経費	10億円

- (4) 賠償措置額を超える原子力損害が発生した場合は、必要に応じ、その賠償につき、原子力事業者に対し、国会の議決の範囲内で政府が必要な援助を行う。

(第16条)

- (5) 政府補償契約及び国の援助については、平成11年12月31日までに開始した原子炉の運転等に係る原子力損害について適用する。(第20条)

[賠償の仕組]

原子力事業者の責任

責任額制限
なし

賠償措置額
(300億円)

政府の援助		政府の措置
原子力損害賠償責任保険契約(民間契約)	原子力損害賠償補償契約(政府契約)	
・ 一般的事故による原子力損害	・ 地震・噴火・津波による原子力損害 ・ 正常運転から生じる原子力損害 ・ 損害発生の原因が生じた後10年経過後に請求された原子力損害	



原子力事業者



被害者

II. 原賠二法に係る主要法改正経緯

		原賠二法の改正				炉規法の改正の附則による原賠二法改正	
		昭和36年(制定)	昭和46年	昭和54年	平成元年	昭和54年	昭和61年
賠償措置額		50億円	60億円(但し原子力船の相互寄港については相手国政府との合意額)	100億円	300億円		
法第20条の延長		昭和46年12月31日	昭和56年12月31日	昭和64年12月31日	平成11年12月31日		
事業者の範囲の拡大			外国原子力船運航者を原賠法上の責任主体とした。			指定再処理事業者を原賠法上の責任主体とした。	廃業事業者を原賠法上の責任主体とした。
事業者の責任	事業者の責任の基本	・無過失責任 ・無限責任 ・責任の集中 ・輸送に係る責任については、受取人主義	・原子力船の外国立入り及び外国原子力船の本邦立入りについては、有限責任とする。 ・輸送に係る責任について、発送人主義に変更(特約で移転可)				
	責任の範囲の拡大		・汚染物の運搬、貯蔵、廃棄に係る原子力損害も対象	・原子力施設の従業員の業務上の損害も対象とする。			
	事業者の求償権	第三者の故意又は過失	第三者に故意ある場合のみに限ることとした。				
賠償措置		賠償措置のオプション ①保険契約及び補償契約(注) ②供託 ③科学技術庁長官が相応と認める措置 (注)補償契約のてん補範囲 1.地震・津波・噴火による損害 2.正常運転から生ずる損害 3.事故発生後10年経過後の請求 4.保険契約上の通知義務違反に係る損害	・原子力船の外国寄港については左記①の他に保険契約に上乗せするものとして、補償契約を位置づけた。 ・事業者の保険者に対する保険契約上の通知義務違反があっても保険の対象とすることとした。				

III. 原子力損害の賠償に関する法律の運用状況

1. 原子力損害の賠償に関する法律に基づく、補償契約締結状況の推移

(単位：100万円)

年 度	昭和36年度		昭和46年度		46年改正引上分		昭和54年度		54年改正引上分		平成元年度		元年改正引上分		平成2年度	
	件数	額	件数	額	件数	額	件数	額	件数	額	件数	額	件数	額	件数	額
原子炉の運転	1	100	0	0	—	8,540	0	0	—	40,700	0	0	—	404,800	0	0
再 処 理	0	0	0	0	—	0	0	0	—	4,000	0	0	—	20,000	0	0
核燃料物質の加工	0	0	1	100	—	90	1	200	—	200	0	0	—	4,000	0	0
使用	2	20	2	200	—	630	2	200	—	1,000	0	0	—	18,000	1	6,000
運搬	2	20	77	9,020	—	0	77	28,400	—	1,600	166	222,800	—	0	170	505,000
計	5	140	80	9,320	—	7,260	74	28,800	—	67,500	166	222,800	—	446,800	171	511,000

年 度	平成3年度		平成4年度		平成5年度		平成6年度		平成7年度		平成8年度		平成9年度		平成9年度累計	
	件数	額	件数	額	件数	額	件数	額	件数	額	件数	額	件数	額	件数	額
原子炉の運転	1	30,000	1	30,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	28	666,000
再 処 理	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	30,000
核燃料物質の加工	1	1,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	6,000
使用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	18,000
運搬	175	451,000	224	559,000	356	666,000	356	605,000	346	636,000	295	506,000	278	378,000	///	///////
廃棄物管理	0	0	0	0	0	0	1	6,000	0	0	0	0	0	0	1	6,000
廃棄物施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1,000
計	177	482,000	225	589,000	356	666,000	357	611,000	346	636,000	295	506,000	278	378,000	45	727,000

2. 賠償責任保険料及び補償契約補償料の推移

(単位：100万円)

年 度		3 8	4 6	5 4	元 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	7 年	8 年	9 年
賠償責任保険料	施 設	21	249	983	1,936	2,264	2,224	2,386	2,495	2,636	2,644	2,423	2,451
	原子力船	0	0	67	38	76	28	37	27	22	6	0	0
	輸 送	0	19	99	180	116	154	260	269	233	189	223	188
	計	21	268	1,149	2,154	2,456	2,406	2,682	2,791	2,891	2,838	2,646	2,639
補 償 料		26,067円	19	71	284	348	361	378	379	382	381	380	379

(注) 賠償責任保険中「施設」には特約による国内運搬を含み、「輸送」は国際輸送が対象となっている。

3. 原賠法の対象施設及び事業者

(平成9年度末現在)

施設	件数	措置額	事業者
運転(1万kw超) 再処理	22 1	300億円	電気事業者(10)・動燃・原研 動燃
運転(100kw～1万kw) 使用(プルトニウム) 廃棄物管理(使用済燃料)	0 2 1	60億円	核燃料事業者 日本原燃
運転(100kw以下) 加工 使用 廃棄物埋設	6 6 6 1	10億円	メーカー等(3)、大学(3) 核燃料事業者(5)、動燃 メーカー等(6) 日本原燃